

大学院入学前の既修得単位の認定について

本学又は他の大学（外国の大学を含む）の大学院を修了又は退学した者（科目等履修生を含む）で、当該大学大学院において修得した単位について、本研究科の単位としての認定を希望する者は、下記要領により**10月5日（木）【厳守】**までに必要書類を学事担当あてに提出願います。

<認定要領>

法学研究科規程第10条に定める入学前の既修得単位の認定については、以下の要領で実施する。

【認定要件】

本学又は他の大学（外国の大学を含む）の大学院を修了又は退学した者（科目等履修生を含む）を対象として、当該大学大学院において修得した単位について、本研究科の単位として認定することがある。

【認定単位数】

1. 本学大学院において修得した単位以外のものについては、認定の上限を15単位とする。
2. 本学大学院において修得した単位については、学生への教育効果等を配慮し、認定単位数を決定する。
3. 認定科目及び評価は研究科教授会において決定する。
4. 認定した科目については、履修登録を要しないものとする。

【申請の手続き等】

既修得単位の認定を受けようとする者は、次の書類を法学研究科・法学部学事担当へ提出するものとする。

- 1) 既修得単位認定申請書（本研究科所定の用紙。窓口で配付）
- 2) 修了証明書又は退学証明書（在学期間を記載したもの）
- 3) 成績証明書
- 4) 在籍した大学のシラバス（授業内容が記載されたもの）

令和5年9月8日

法学研究科・法学部学事担当